その他	新株予約権証券	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	小計	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
合計		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

1　有価証券の売買株数及び売買金額を約定基準により記載すること。

2　「株券」の欄には株券に係るものを、「社債券」の欄には社債券（法第２条第１項第17号に掲げる有価証券で同項第５号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号及び第14号に掲げる受益証券に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第９号に掲げる新株予約権証券及び同項第11号に掲げる新投資口予約権証券に係るものを記載すること。

3　「その他」の欄の空欄には、「株券」、「社債券」、「受益証券」及び「新株予約権証券」の欄に記載したもの以外の有価証券であって取引があったもの（法第２条第２項各号に掲げる権利については、電子記録移転権利及び令第１条の12第２号に規定する権利を含む。）のうち、売買金額の多い上位５位までの有価証券について記載すること。また、「小計」の欄には、「その他」の欄に記載した売買金額の合計額に取引があった有価証券のうち本表に記載しなかったものの売買金額を合算した額を記載すること。

4　外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、社債券、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月二十一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令第百一号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百四十九号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十条の三第二項、第三十一条第六項及び第三十五条の三並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第二号及び第二十六条の二の二第七項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正